

生活交通ネットワーク計画
(地域公共交通確保維持事業のうち地域内フィーダー系統関係)

平成24年 6月27日
(名 称) 日出町生活交通確保維持協議会
(代表者名) 会長 堀 田 義 人

0. 生活交通ネットワーク計画の名称			
日出町地域内フィーダー系統確保維持計画			
1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性			
<p>日出町は、面積 73.24 平方キロメートル、東西に 19.2 キロメートル、南北に 9.2 キロメートルで、大分自動車道、宇佐別府道路、大分空港道路の 3 本の高規格道路が交差しているため、自家用車を保有する人にとって利便性の高い地域となっている。一方、町内の主要道路から離れた集落は、公共交通が運行していない交通空白地域となっているため、自家用車を保有していない人、特に高齢者の移動が制限されている。</p> <p>そこで、本協議会では、平成 23 年度地域公共交通調査事業補助金を利用して実態調査を行った。</p> <p>本計画及び事業は、その調査結果に基づく交通空白地域の解消及び住民ニーズにマッチした利便性の高い公共交通体系の確保・維持を目的としたものである。</p>			
2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果			
(1) 事業の目標			
《コミュニティバス》			
	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
豊岡線	1 日の平均利用者数を 8 人以上とする。	月当たりの利用者数を前年度比で増加させる。	月当たりの利用者数を前年度比で増加させる。
藤原赤松線 ・基本路線 ・延長路線	1 日の平均利用者数を 2 人以上とする。	月当たりの利用者数を前年度比で増加させる。	月当たりの利用者数を前年度比で増加させる。
藤原一北線 ・基本路線 ・延長路線	1 日の平均利用者数を 1 人以上とする。	月当たりの利用者数を前年度比で増加させる。	月当たりの利用者数を前年度比で増加させる。
川崎線	1 日の平均利用者数を 7 人以上とする。	月当たりの利用者数を前年度比で増加させる。	月当たりの利用者数を前年度比で増加させる。
大神線	1 日の平均利用者数を 3 人以上とする。	月当たりの利用者数を前年度比で増加させる。	月当たりの利用者数を前年度比で増加させる。
南端農道線	1 日の平均利用者数を 10 人以上とする。	月当たりの利用者数を前年度比で増加させる。	月当たりの利用者数を前年度比で増加させる。
《民間路線バス》			
	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
牧の内線	1 日の平均利用者数を 2 人以上とする。	月当たりの利用数を前年度比で増加させる。	月当たりの利用者数を前年度比で増加させる。
平原線	1 日の平均利用者数を 2 人以上とする。	月当たりの利用者数を前年度比で増加させる。	月当たりの利用者数を前年度比で増加させる。
軒の井線	1 日の平均利用者数を 2 人以上とする。	月当たりの利用者数を前年度比で増加させる。	月当たりの利用者数を前年度比で増加させる。

<p>(2) 事業の効果</p>
<p>各路線を確保、維持又は再編することで、交通空白地域における移動制約者に対して以下のような効果が期待できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日常生活に必要不可欠な移動手段の確保 ・外出機会の増加、社会参加の促進及び地域の活性化 ・新たなコミュニティの構築及び生きがいつくりの場の形成
<p>3. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者</p>
<p>地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を添付 日出町生活交通ネットワーク計画 補足資料(別紙)を添付</p>
<p>4. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額</p>
<p>地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表2」を添付 ※なお、日出町から運行事業者(国東観光バス株式会社)への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。</p>
<p>5. 別表4の補助事業の基準二に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要【<u>地域間幹線系統のみ</u>】</p>
<p>該当なし</p>
<p>6. 別表4の補助事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧【<u>地域間幹線系統のみ</u>】</p>
<p>該当なし</p>
<p>7. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要【<u>地域内フィーダー系統のみ</u>】</p>
<p>地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を添付</p>
<p>8. 車両の取得に係る目的・必要性【<u>車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ</u>】</p>
<p>該当なし</p>
<p>9. 車両の取得に係る定量的な目標・効果【<u>車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ</u>】</p>
<p>(1) 事業の目標</p>
<p>該当なし</p>
<p>(2) 事業の効果</p>

該当なし	
10. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の総額、負担者及びその負担額【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
該当なし	
11. 協議会の開催状況と主な議論	
<ul style="list-style-type: none"> ・平成23年4月26日（H23年度第1回） 協議会設立 ・平成23年7月29日（H23年度第2回） 調査事業の実施方法について合意 ・平成23年8月24日（H23年度第3回） 調査事業委託業者決定について合意 ・平成23年9月22日（H23年度第4回） 各種アンケート項目について合意 ・平成23年12月2日（H23年度第5回） 規約改正（地域公共交通会議の機能） ・平成24年1月25日（H23年度第6回） 計画策定の方向性について合意 ・平成24年2月23日（H23年度第7回） 生活交通ネットワーク計画について合意 ・平成24年4月12日（H24年度第1回） 事業評価について合意 ・平成24年5月28日（H24年度第2回） ネットワーク計画認定申請書について合意 	
12. 利用者等の意見の反映	
<p>平成23年度の地域公共交通調査事業補助金を利用した実態調査において、交通空白地域に居住する移動制約者を対象とした訪問調査を実施し、乗車の対象者となり得る方の意見を聴き取り、本計画に反映している。また、バス及び鉄道の利用者ヒヤリング、一般町民向けの郵送アンケート調査、バス及びタクシー事業者のヒヤリング調査を実施し、利用者や事業者の意見も本計画に反映している。</p>	
13. 協議会メンバーの構成員	
関係都道府県	大分県東部振興局地域振興部
関係市区町村	日出町、日出町福祉対策課、日出町健康増進課
交通事業者・交通施設管理者等	国東観光バス(株)、日出町タクシー協会、大分県バス協会、大分県タクシー協会、大分県別府土木事務所、杵築日出警察署
地方運輸局	大分運輸支局
その他協議会が必要と認める者	日出町区長会、日出町社会福祉協議会、国東観光バス(株)

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 大分県速見郡日出町 2974-1
(所 属) 日出町 政策推進課
(氏 名) 西 原 千 貴
(電 話) 0 9 7 7 - 7 3 - 3 1 1 6
(e-mail) h422@town.hiji.oita.jp